平成２６年（フ）第６３１４号
東京都港区西新橋１丁目18番７号
破産者　株式会社Ｗｉｌｌ
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３１５号
東京都葛飾区東新小岩４丁目４―17　三吉荘Ｂ棟101
破産者　海口千津子
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３２２号
埼玉県三郷市彦成３丁目８―20―406
破産者　田内けい子
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３４９号
東京都大田区南馬込６丁目21番１号
破産者　ホンマ通商株式会社
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３５１号
神奈川県厚木市金田743番地16
破産者　株式会社ライト・プレイス
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３５２号
神奈川県厚木市妻田東１丁目11―２―248
破産者　高橋正一こと　金　　棋琿
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３５３号
神奈川県厚木市妻田東１丁目11―２―248
破産者　菅野　郁子
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３５８号
東京都目黒区中目黒２―８―22　中目黒ＴＤビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区中目黒２丁目８番22号
破産者　株式会社ターニングポイント
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３５９号
東京都大田区下丸子２丁目20―３―110、開始決定時の住所東京都目黒区中根２丁目５―15―205
破産者　石井　重光
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４００号
東京都調布市深大寺北町７丁目19番地20
破産者　有限会社和幸通商
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４１２号
東京都渋谷区桜丘町30―15　ビバリーヒルズ206号
破産者　フォルツァ株式会社
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４１３号
神奈川県横浜市青葉区荏田西４丁目７―10―203、開始決定時の住所神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町525―11―505
破産者　中野　陽介
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４２９号
東京都新宿区河田町３―54―603
破産者　有限会社羽毛田
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４３０号
神奈川県横浜市港北区日吉本町４丁目10―３―510
破産者　羽毛田敬三
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４４９号
東京都港区浜松町１丁目19番10号　西城ビル２Ｆ
破産者　株式会社エイアンド・アクセス
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４５０号
千葉県習志野市谷津３丁目１―42―210
破産者　行司　　剛
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４６９号
東京都台東区上野３丁目12番５号
破産者　日本エクステリア株式会社
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４７０号
千葉県佐倉市上志津1718―１　志津グリーンハイツ１棟304号
破産者　新野　雅征
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４７１号
千葉県八千代市高津832―１　高津団地３街区35棟102号
破産者　新野　忠良
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５２０号
茨城県稲敷郡阿見町大字吉原551番地３
破産者　株式会社沖ダイヤモンド機工
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５２１号
茨城県稲敷郡阿見町大字吉原551―３
破産者　池田浩太郎
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部